

**さくら・介護ステーションLife福岡東  
訪問介護 重要事項説明書**

《      令和                      年                      月                      日現在    》

**1. さくら・介護ステーションLife福岡東の概要**

(1) 事業所の概要

事業所名	さくら・介護ステーションLife福岡東
所在地	福岡県福岡市東区土井四丁目1番34号 2階
電話	092-410-9287
FAX	092-410-9321
管理者	菅沼 三貴
介護保険指定番号	福岡市 第4070803657号
通常の事業の実施地域	福岡市東区、福岡市博多区、糟屋郡志免町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡久山町、古賀市
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時00分から午後6時00分
休業日	土曜日、日曜日、 8月13日～8月15日、12月31日～1月3日
サービス提供時間	365日・24時間 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、出来る限り利用者の要望に応えるサービス提供を行うこととする。(但し、対応できない場合もあります)

(2) 職員体制

( ) 内は男性再掲

職 種	資 格	常 勤	非常勤	合 計
管理者	准看護師	1名 ( )	名 ( )	1名 ( )
サービス提供責任者	介護福祉士・実務者	2名 ( )	名 ( )	3名 ( )
	准看護師	名 ( )	1名 ( )	
訪 問 介 護 員	介護福祉士	名 ( )	3名 (1)	7名 ( )
	介護職員基礎研修	名 ( )	名 ( )	
	1級課程修了者	名 ( )	名 ( )	
	2級課程修了者	名 ( )	4名 (2)	
	介護職員初任者研修	名 ( )	名 ( )	
	その他(准看護師)	名 ( )	名 ( )	

(3) 従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理業務
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、申込に係る連絡調整、訪問介護員に対する技術指導
訪 問 介 護 員	訪問介護サービスの実施

## 2. サービス内容

(1) 身体介護	食事の介助	衣服着脱の介助
	排泄の介助	身体の清拭・洗髪
	入浴の介助	外出の介助
	その他必要な身体の介助	等
(2) 生活援助	調理（配膳・片付けを含む）	生活必需品の買物
	衣類の洗濯、補修	住居などの掃除、整理整頓
	その他必要な生活の援助	等

※下記のサービスは介護保険給付としてのサービスには含まれません。

◇主にご家族の利便に供する行為・ご家族が行うことが適切と判断される行為  
（お客様以外のものに係る家事、ご来客の対応、自家用車の洗車・清掃等）

◇日常生活の援助に該当しないと判断される行為

（草むしり、花木の水遣り、ペットの世話、窓ガラス磨き、植木の剪定、大掃除等）

◇商品の販売や農作業等生業の援助的行為

（田植えや刈入れ、畑の手入れ・・・等）

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割をご負担いただきます。但し、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額、利用者様負担となります。

利用料は、(別紙)料金表 のとおりです。

### (2) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための通常の事業の実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費が必要です。

但し、自動車を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1km当たり20円を実費として頂く場合があります。

### (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

●連絡先 さくら・介護ステーションLife福岡東（092-410-9287）

ご利用の24時間前迄にご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前迄に連絡をいただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の12時間前迄に連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

※お客様の容体の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

#### (4) その他

- ① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担となります。
- ② 料金のお支払方法  
毎月15日頃に前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。  
お支払方法は、現金集金または口座振込、口座引き落としのいずれかにてお願い致します。お支払い後は、領収証を発行します。(※引き落とし日は毎月27日となります)

振込先口座	銀行名	西日本シティ銀行 小嶺支店
	口座番号	普通 3004303
	名義	有限会社 ライフプロジェクト 代表取締役 熊谷 真悟

#### 4. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込み下さい。  
当事業所スタッフがお伺い致します。  
訪問介護計画作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

##### (2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
  - \* 利用者様が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
  - \* 介護保険給付サービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援と認定された場合 (※この場合、条件を変更して再度契約することができます。)
  - \* 利用者様がお亡くなりになった場合
- ③ その他
  - \* 当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - \* 利用者様が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず期日までにお支払いがない場合、または利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当社は利用者様に対して、理由を示した文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

#### 5. 当社の訪問介護サービスの特徴等

##### (1) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、利用者様の人格と人生観を尊重し、心身の状態を把握した上で、残存機能を活かし、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般にわたる介護・支援を行います。  
事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な

連携を図り、総合的なサービスの提携に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	ご希望に添えない場合もございます。
男性ヘルパーの有無	有	ご希望に添えない場合もございます。
従業員への研修の実施	有	

## 6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	熊谷 さおり
-------------	--------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

## 7. 緊急時及び事故発生時の対処方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合や事故等が発生した場合には、速やかに主治医、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡を致します。また、事故等が発生した場合には、市町（保険者）等に事故報告の連絡を行います。

主 治 医	名 称		電話番号	
	住 所			
家 族（親 族）	氏 名		電話番号	
	住 所			
居宅介護支援事業者	名 称		電話番号	
	住 所			
保 險 者	名 称	福岡市	電話番号	092-711-4595
	住 所	福岡市東区天神 1 丁目 8 番 1 号		

## 8. 損害賠償保険の加入

当社は下記のとおり損害賠償保険に加入しております。利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社 名	三井住友海上
証 券 番 号	NE06040927

## 9. 当社の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	有限会社ライフプロジェクト
代 表 者 役 職 氏 名	代表取締役 熊谷 真悟
本 社 所 在 地	福岡県北九州市八幡西区木屋瀬東 2-5-34
本 社 電 話 番 号	093-612-9933
定款の目的に定めた主な事業	1 介護保険法による居宅サービス事業 及び介護予防サービス事業 2 上記に付随する一切の業務 ・ ・ ・ 他

## 10. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者様の個人情報を用いませぬ。また利用者様の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者様の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者様又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 11. サービス内容に関する苦情

### (1) 事業所お客様苦情担当

さくら・介護ステーション Life福岡東	所在地	福岡県福岡市東区土井四丁目1番34号 2階
	TEL	092-410-9287
	FAX	092-410-9321
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 (但し、祝日、8/13～8/15、12/31～1/3を除く)
	担当者	菅沼 三貴 (管理者)

### (2) 苦情相談等の処理体制

①	窓口を担当者が居る場合は、直接対応します。 窓口を担当者が不在時は、他職員が対応し、担当者へ報告します。
②	苦情・相談等の内容をよく伺い、状況を詳しく把握します。
③	担当者が必要と判断する場合には、サービス提供担当職員を中心に検討会議を開き、対応を検討します。

④	検討会議の結果、必ず具体的な対応を迅速に行います。
⑤	苦情対応の記録を保管すると共に改善に活用し、再発防止に努めます。

(3) その他

事業所以外に、市区町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓 口	連 絡 先 等	
福岡市 介護サービス課	所在地	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
	電話番号	092-711-4257
	F A X	092-733-5587
福岡市 東区役所 福祉・介護保険課	所在地	〒812-8653 福岡市東区箱崎 2-54-1
	電話番号	092-645-1071
	F A X	092-631-2191
福岡市 博多区役所 福祉・介護保険課	所在地	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル
	電話番号	092-419-1078
	F A X	092-441-1455
糟屋郡志免町 福祉課 高齢者サービス係	所在地	〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町 志免中央一丁目1番1号
	電話番号	092-935-1039
	F A X	092-935-2456
糟屋郡粕屋町 介護福祉課	所在地	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁 1丁目1-1
	電話番号	092-938-0229
	F A X	092-938-3150
糟屋郡久山町 健康福祉課	所在地	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町 大字久原 3632
	電話番号	092-976-1111
	F A X	092-976-2463
古賀市 介護支援課	所在地	〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1-1-1
	電話番号	092-942-1144
	F A X	092-942-1154
福岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13番47号
	電話番号	092-642-7859
	F A X	092-642-7857

第三者評価実施の有無：無

## 1 2. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者	熊谷 さおり
-----------------	--------

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

## 1 3. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 1 4. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。